

牛を飼養する生産者の皆さんへ、大切なお知らせです！

平成27年4月から、死亡牛の牛海綿状脳症(BSE)の検査対象月齢が変わります。

これに伴い、死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業(※)の対象となる牛の月齢が次のとおり変更となります。

【現行】

平成27年3月31日までに死亡した牛の場合、
BSE検査及び事業の対象となる牛は、
生後24か月齢以上



【変更後】

平成27年4月1日以降に死亡した牛の場合、
BSE検査及び事業の対象となる牛は、
生後48か月齢以上

また、死亡牛を適正に処理するために負担いただく料金の金額が次のとおり改定となります。

【現行】(平成27年3月31日まで)

北部地域家畜検査冷蔵保管施設利用の場合、22,140円
南部地域家畜検査冷蔵保管施設利用の場合、22,680円



【変更後】(平成27年4月1日から)

北部地域家畜検査冷蔵保管施設利用の場合、25,110円
南部地域家畜検査冷蔵保管施設利用の場合、25,920円

※死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業は、BSE検査を実施し死亡牛の適正な処理を行った者に補助金を交付する事業です。

要 注 意

- ◇ 3月中に死亡した牛は、生後24か月齢以上のものがBSE検査の対象ですので、速やかに家畜検査冷蔵保管施設に搬入し検査を受けてください。

- ◇ 平成27年4月以降に死亡牛した牛は、生後48か月齢以上のものがBSE検査の対象となりますので、
 - ・生後48か月齢以上の死亡牛は、家畜検査冷蔵保管施設に搬入してBSE検査を受けください。
 - ・生後48か月齢未満の死亡牛は、各地域のへい獣処理施設等に搬入するなどして、適正に処理を行ってください。(4月以降、生後48か月齢未満の死亡牛は家畜検査冷蔵保管施設では受け入れできませんので注意してください。)

- ◇ 平成27年4月以降に家畜検査冷蔵保管施設に死亡牛を搬入する場合は、事前に
 - ・生後48か月齢以上であることを確認してください。
 - ・施設担当者に、牛個体識別番号、生年月日を伝え、月齢の確認を受けてください。

～死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業についての問い合わせ先～

公益社団法人秋田県農業公社(畜産部 畜産指導課)電話:018(893)6213、FAX:018(895)7210